

○国土交通省告示第千百三十六号

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十五条の七第一項の規定に基づき、国土交通大臣が定める者を次のように定める。

平成二十六年十二月十日

国土交通大臣 太田 昭宏

港湾法施行規則第十五条の七第一項の国土交通大臣が定める者は、次の各号に掲げる者の業務に従事する者とする。

- 一 当該重要国際埠頭施設の存する港湾の港湾管理者
- 二 当該重要国際埠頭施設の管理者
- 三 当該港湾において、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第二項に規定する港湾運送事業を営む事業者又は同法第二条第三項各号に規定する港湾運送関連事業を営む事業者
- 四 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者又は同法第二十二條の二に規定する特定貨物自動車運送事業者
- 五 当該重要国際埠頭施設の制限区域内で業務を行う事業者のうち第二号に掲げる者が貨物流通の効率化のために必要があると認める者

#### 附 則

この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

